特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者の日常生活用具給付に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄居町は障害者の日常生活用具給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者の日常生活用具給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者 選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万 全を期している。

評価実施機関名

寄居町長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障害者の日常生活用具給付に関する事務					
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、日常生活用具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の日常生活用具給付情報照会					
③システムの名称	日常生活用具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル:	名 2					
日常生活用具台帳情報ファイル 宛名情報ファイル	JL					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法) 第9条第 1項 別表117項					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担 当部署 担当部署					
①部署	福祉課					
②所属長の役職名	②所属長の役職名 福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
	-					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
		令和6年12月1日 時点					
3. 重大事故							
	別に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	提供ネットワー	-クシステムを通じ	た提供を除く。) [(つ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの招					
		支統	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[.	十分である]	接続しない(入手) (<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3	
				<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5	
スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5	
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[消去	十分である]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5 5	
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	[消去	十分である 十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている	5 5 5 5	

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、当該事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する が、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対 判断の根拠 策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 9. 監査 実施の有無 [O] 自己点検 〕内部監査 〕外部監査 10. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 従業者に対する教育・啓発 十分に行っている] Γ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 11. 最も優先度が高いと考えられる対策]全項目評価又は重点項目評価を実施する [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 最も優先度が高いと考えられ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 る対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れている 当該対策は十分か【再掲】 Γ 十分である 1 2) 十分である 3) 課題が残されている 寄居町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等 編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとと もに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、滅失・毀損等に備え、 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、 使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 判断の根拠 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確 認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明